

村山市農業委員会総会会議録（第3回）

1. 期日 令和8年3月13日（金）午後5時00分～

2. 会場 第1会議室（市役所2階）

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1）農業委員の出席者名簿（17名）

1番	石川 賢也	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	—	—
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2）農業委員の欠席者名簿（1名）

17番	笹原 泉	—	—
—	—	—	—

（3）農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）

議第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）

議第15号 村山市農用地利用集積等促進計画について

5. 報 告

報第7号 農地法第18条第6項の規定による通知について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 中里 恭一

局長補佐兼事業推進係長 高宮 和弘

農地農政係長 猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

みなさんお疲れ様です。天気は熱くなったり寒くなったり目まぐるしく変化し、春に近づいている感じがします。そうすると皆さんも春作業が忙しくなりますので、ケガなどしないよう体には十分留意して作業を行ってください。中東問題で燃料が高騰しており、今後どのようなようになるか見通せない状況ですが、農業に影響があることは確かであるため、注視していかなければなりません。

それでは、第3回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名したいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

13番 高谷 太 委員、14番 高橋 昭 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 議事

議長(青柳 篤)

議第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

今月の農地法3条の許可申請は21番から6ページの28番までの8件で、所有権の移転が2件、賃貸借権の設定が5件、使用貸借権の設定が1件です。地目・面積は田が5,159㎡、畑が19,452㎡です。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき申請番号21番から28番までの案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権、使用貸借権の設定等を詳細に説明した。なお、現地調査(3月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が1件ありますので、はじめに委員案件を除く21番から23番まで、25番から28番までの7件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除く21番から23番まで、25番から28番までの7件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、21番から23番まで、25番から28番までの7件は原案のとおり決しました。続きまして24番の委員案件1件について審議します。5番委員はご退席ください。

(5番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。24番の委員案件1件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳会長)

異議なしと認め、24番の委員案件1件は原案のとおり決しました。5番委員はご着席ください。

(5番委員着席)

議長(青柳会長)

続きまして、議第13号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。

事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

農地法 5 条の申請は 2 番の 1 件です。地目、面積は田で 1,195 m²です。詳細を担当より説明いたします。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、3 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

譲受人が「農業用資材置場」を設置するため、所有権を移転するものです。

現在、申請地に隣接する農業用資材置場が手狭なことから、施設を拡張したいとのことです。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種中高層住居専用地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の預金通帳の写しで確認しております。

この案件につきまして、3 月 4 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。本案件は委員案件ですので、12 番委員はご退席願います。

(12 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め議第 13 号は原案のとおり決しました。

続きまして、議第 14 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、3 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、2 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 14 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 15 号「村山市農用地利用集積等促進計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

この度の促進計画は、農地中間管理機構特例事業を活用する農地の売買と令和 8 年度から中間管理機構を通した新規契約として締結するものです。詳細は担当より説明いたします。

事務局(高宮補佐)

議案書に基づき、総括票、集計表 220 番から 262 番までの利用権設定について農用地利用集積等促進計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが議事案件の中に委員案件が 2 件ありますので、初めに委員案件を

除く 220 番から 234 番まで、236 番から 247 番まで、249 番から 262 番までの 41 件について審議します。ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：委員案件を除いた 220 番から 234 番まで、236 番から 247 番まで、249 番から 262 番までの 41 件について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め、委員案件を除く 41 件は原案の通り決しました。続いて 235 番の委員案件 1 件について審議します。2 番委員はご退席願います。

(2 番委員退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決します。235 番の委員案件 1 件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

異議なしと認め 235 番の委員案件 1 件は原案のとおり決しました。2 番委員はご着席ください。

(2 番委員着席)

議長(青柳会長)

続いて 248 番の委員案件 1 件について審議します。12 番委員はご退席願います。

(12 番委員退席)

議長(青柳会長)

ご意見ご質問のある方はお願いします。

異議なしの声あり。

議長(青柳会長)

採決します。248番の委員案件1件について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳会長)

異議なしと認め248番の委員案件1件は原案のとおり決しました。12番委員はご着席ください。

(12番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、5の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

続いて報告事項の、報第7号の1件について事務局より説明を求めます。

事務局(中里事務局長)

報告事項、報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」本文を朗読し説明した。

(説明内容)

報第7号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は賃貸借の合意解約の通知がありましたので報告します。77番から290番までの14件です。地目と面積は全て田で44,496㎡です。解約理由は、農地中間管理事業特例事業によるものが3件、中間管理機構へ貸付するものが9件、転用によるものが1件、その他1件は、貸人の都合によるものです。関連事項の欄等、ご確認ください。説明は以上です。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 12 号から議第 15 号までの 4 件と、報告の報第 7 号の 1 件について終了します。

終了 午後 5 時 30 分